

## 第二六回

### 参第一号

たばこ専売法の一部を改正する法律（案）

たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削り、同条の次に次の七条を加える。

（収納価格）

第五条の二 前条の収納の価格（以下「収納価格」という。）は、生産費、物価その他の経済事情を参しやくし葉たばこの再生産を確保することを旨として定めなければならない。

第五条の三 収納価格は、毎年公社と耕作者とが協議して定める。

2 前項の協議は、公社を代表する協議委員と耕作者を代表する協議委員（以下「耕作者委員」という。）とが行うものとする。

3 公社を代表する協議委員は、公社の総裁が指名する。

4 耕作者委員は、耕作者の組織する団体の連合体（以下この条において「連合体」という。）で左に掲げる要件を備えたものが指名する。

一 全国的規模においてその組織を有すること。

二 連合体を構成する団体の構成員である耕作者の総数が耕作者の総数の五分の二以上を占めること。

5 耕作者委員は、九人以内とする。

6 第四項に規定する連合体が二以上ある場合においては、前項の規定にかかわらず、各連合体がそれぞれ九人以内の耕作者委員を指名する。

7 連合体が第四項第一号に該当するかどうかは、大蔵大臣の定めるところによる。

第五条の四 前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議が成立しないときは、当事者は、葉たばこ耕作調停委員会の調停を申請することができる。

2 葉たばこ耕作調停委員会は、前項の規定による調停の申請があつたときは、すみやかに調停案を作成して、これを当事者に提示し、その受諾を勧告しなければならない。

第五条の五 当事者の双方が前条第二項の調停案を受諾したときは、第五条の三第一項の協議が成立したものとみなす。

第五条の六 葉たばこ耕作調停委員会は、調停が成立しないと認めるときは、調停を打ち切り、すみやかにその旨を当事者に通知するとともにその経過を大蔵大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があつたときは、大蔵大臣が収納価格を定め当事者に通知する。

第五条の七 公社は、収納価格が決定したときは、これを公告するものとする。

（葉たばこ耕作調停委員会）

第五条の八 大蔵省に葉たばこ耕作調停委員会を置く。

2 葉たばこ耕作調停委員会（以下「委員会」という。）は、委員五人をもつて組織する。

- 3 前項の委員は、公社及び第五条の三第四項に規定する連合体の同意を経て、大蔵大臣が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員会に委員の互選により委員長を置く。
- 7 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 8 委員会の事務は、大蔵省大臣官房においてつかさどる。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第七条中「毎年」及び「、あらかじめ」を削る。

第八条第一項中「毎年」を削る。

第九条第一項第一号中「この法律」を「第九章の規定」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(許可の有効期間)

第九条の二 第八条第一項の許可は、許可の日から起算して五年を経過した時にその効力を失う。

(異議の申立)

第九条の三 第八条の規定に基き公社のなした処分に対して不服がある者は、処分のあつた日から三十日以内に公社に異議の申立をすることができる。

第十条第三項中「前条」を「第九条」に改める。

第十五条第三項中「公社は、」の下に「大蔵省令の定めるところにより」を加え、「公社の職員でない者」を「耕作者の組織する団体又はその連合体の推薦する者の中」に改め、同条第四項を削る。

第十九条第一項中「葉たばこの品質を向上し、又は収穫量目を確保するため必要があると認めるときは、」を削り、「収納代金の一部を支払うことができる。」を「平年における収納代金の百分の二十五に相当する金額を収納代金の一部として支払うものとする。」に改め、同条第五項を次のように改める。

- 5 公社は、第二項の規定による再鑑定 of 申立があつた場合においては、その申立を受けた日から十日以内に、その決定をしなければならない。

第十九条第六項中「その決定があるまで収納代金を支払わないことができる。」を「公社の鑑定した等級に相当する収納代金を仮払するものとする。」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

- 7 第一項但書に規定する平年における収納代金の算定方法は、大蔵省令で定める。

第二十四条中「著しい損害を受けたときは、」を「当該年度の葉たばこの収納代金が平年における収納代金の十分の八に達しないときは、」に、「その損害」を「災害による損害」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する平年における収納代金の算定方法は、大蔵省令で定める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

( 廃耕後の処置 )

第二十四条の二 耕作者が耕作を廃止し、若しくは許可を取り消され、又は許可の有効期間が満了した場合において、葉たばこが現存するときは、その現存する葉たばこについては、その者をなお耕作者とみなす。

第二十五条第一項中第一号を第二号とし、以下順次第九号まで一号ずつ繰り下げ、第一号として次のように加える。

一 耕作者の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結その他の事項についての公社その他の者との交渉

第二十五条第二項第一号を次のように改める。

一 耕作者の経済的社会的地位の向上を図ることを目的とすること。

第二十五条第二項に次の一号を加える。

四 役員が選挙により民主的に選任されるものであること。

第二十五条中第四項を第八項とし、第三項中「第一項に規定する団体又はその連合体」を「耕作者団体」に、「第五号から第九号」を「第六号から第十号」に改め、同項を第七項とし、第二項の次に次の四項を加える。

3 第一項に規定する団体又はその連合体（以下「耕作者団体」という。）で第一項第一号の事業を行うことを目的とするものの代表者又は委任を受けた者は、耕作者団体又はその構成員のために公社と団体協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する。

4 公社は、耕作者が前項に規定する耕作者団体の構成員であること、当該耕作者団体に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと又は当該耕作者団体の正当な行為をしたことのゆえをもつて、当該耕作者に対し、不利益な取扱をしてはならない。

5 第一項第一号の団体協約は、書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

6 耕作者団体の構成員の締結する契約でその内容が前項の団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、これをその基準によつて契約したものみなす。

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二 耕作者団体は、大蔵大臣の許可を得てこれを法人とすることができる。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）中民法第三十四条に規定する社団法人に関する規定（罰則を含む。）は、前項の法人について準用する。

第二十六条に次の一項を加える。

3 前項において準用する第五条の収納の価格は、毎年公社が定めて、あらかじめ公告する。

第七十条中「第十五条第四項、第十九条第五項及び第七項」を「第十九条第八項」に、

「並びに」を「及び」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行前になされた改正前の第八条第一項の規定による許可の有効期間については、なお従前の例による。
- 3 国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「 

大蔵省	国税庁
-----	-----

 」

を

「 

大蔵省	葉たばこ耕作調停委員会	国税庁
-----	-------------	-----

 」

に改める。

- 4 大蔵省設置法（昭和三十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 国税庁」を

「 第二章の二 葉たばこ耕作調停委員会（第二十六条の二）  
第三章 国税庁 」

に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 葉たばこ耕作調停委員会

（葉たばこ耕作調停委員会）

第二十六条の二 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、大蔵省の外局として、葉たばこ耕作調停委員会を置く。

- 2 葉たばこ耕作調停委員会の組織、所掌事務及び権限は、たばこ専売法（昭和三十四年法律百十一号）（これに基く命令を含む。）の定めるところによる。

- 5 行政機関職員定員法（昭和三十四年法律百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の大蔵省の項中

「 | 本 省 | 二〇,九七〇人 | 」

を

「 | 本 省 | 二〇,九七〇人 |  
| 葉たばこ耕作調停委員会 | - 人 | 」

に改める。

## 理 由

たばこ耕作者の経営が不安定である現況にかんがみ、その経済的地位を改善するため、耕作の許可の有効期間を五年とし、葉たばこの収納価格の決定方式を改め、耕作者の団結権及び団体交渉権を保障し、再査定、再鑑定及び収納代金の一部前払の制度を合理化し、及び災害補償の要件を明確化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約二十万円である。